

平成 23 年度第 2 回市原市環境審議会議事録

- 1 日 時：平成 23 年 8 月 17 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
- 2 場 所：市原市役所 議会棟第 4 委員会室
- 3 出席者：篠原委員、田中委員、加藤委員、牟田委員、在原委員、高橋委員、高梨委員、安藤委員、小野委員、小池委員、鈴木（輝）委員、鈴木（優）委員、泉水委員
計 13 人
- 4 欠席者：羽鳥委員、妻川委員、守屋委員、島野委員、大久保委員、犬伏委員、堀田委員
計 7 人
- 5 議 題：(1)「市原市一般廃棄物処理基本計画見直しの方針」について
(2)「一般廃棄物（ごみ）収集運搬体制等の見直しの基本方針」について
(3)「市原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）骨子」について

6 内 容

司 会：会議に先立ちまして、資料の確認をいたします。

（資料確認）

また、平成 23 年 7 月 8 日付けで大久保委員が新たに市原市環境審議会委員に就任いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本日 7 名の委員が欠席でございます。

それでは、平成 23 年度第 2 回市原市環境審議会を開催いたします。

司 会：はじめに、佐久間市長からごあいさつ申し上げます。

市 長：あいさつ（省略）

司 会：恐れ入りますが、佐久間市長は公務のためここで退席させていただきます。

※佐久間市長退出

司 会：それでは、市原市環境審議会の議長は、「市原市環境審議会規則」第 5 条により会長が務めることとなっております。泉水会長、お願いいたします。

泉水 会長：あいさつ（省略）

議 長：それでは、規則により議長を務めさせていただきます。

はじめに、本日の出席委員は、総委員数 20 名のうち 13 名の出席をいただいております。半数を超えております。よって、「市原市環境審議会規則」第 5 条の

2の規定により、本日の会議は成立しております。

次に、議事録署名人でございますが、本日の議事録署名人は、篠原委員、牟田委員にお願いします。

(両委員了承)

議 長：本審議会は、市原市情報公開条例等に基づき、原則公開となっております。本日 2 名の傍聴希望者が外で待機しておりますので、傍聴者を入室させていただきます。

～傍聴者入室～

議 長：傍聴者にお願いします。お配りした傍聴要領を守り、係の指示に従って下さい。これに違反した場合は退席いただくことがありますので、ご注意願います。

議 長：それでは、議事に入ります。まず議題(1)の「市原市一般廃棄物処理基本計画見直しの方針」について、担当の方は説明をお願いします。

ｸﾘｰﾝ推進課：説明（省略）

議 長：それでは、ただいまより質疑等に入ります。ご不明な点やご意見がありましたら、お願いします。

何かございませんか。

委 員 A：家庭の台所の生ごみを粉砕して流すディスポーザーの設置について、排水とか合併浄化槽の中でどろどろになってきちんと流れるのかどうか心配なのですが、この計画の中ではそのことについて触れられていませんが、市はどのようにお考えでしょうか。

ｸﾘｰﾝ推進課：ディスポーザーについてお答えします。ディスポーザーで野菜を粉砕すると結果的に処理水の中に細かい物質として残ってしまうので、計画の中ではディスポーザー方式の生ごみの処理というものは推奨していませんし、計画の中にも出さないということで考えています。したがって、この中での生ごみの処理というのは、生ごみ処理機や肥料化容器を使っていただいて、家庭菜園などで肥料として使っていただければと考えています。

委 員 A：今現在、禁止ということではないですね。

ｸﾘｰﾝ推進課：禁止ということではございません。

委 員 B：二つほどあるのですが、まず第一点目に、基本計画の 14 ページに基本方針 3 として「災害時におけるごみ処理対策の強化」とあります。本審議会でも産業廃棄物の処理場の審議をしたこともありますが、困った施設ではあります。国民生活にとってなくてはならないもので、自分のところでは出すけれども人の地域に処理して下さいというわけにもいかないもので、自分たちのものは自分たちで処理せざるを得ないわけです。そこで、震災などで大量に廃棄物が出た場合に、その処理の方法についてどう考えているのか。産業廃棄

物もそうですが、生活ごみも大量に出るわけで、その処理をどうするのか。どこにそれを仮置きし、どこに本格的にそれを埋めるかというのも含めて、平蔵の方にはかなりスペース的な余地はあることは記載されていますが、基本方針 3 の「廃棄物の適正な処理の推進」に「災害時におけるごみ処理対策の強化」としか記載されていません。具体化したものを担当課としてお持ちでしょうか。

ｸﾘｰﾝ推進課：災害におけるごみ処理対策につきましては、平成 19 年に策定したものがありますが、今回の震災を受けて見直しをすることを考えています。

委員 B：今日の新聞によると、旭市の廃棄物を千葉市や市川市、市原市でも引き受けるとのことでした。各市町村で協定を結んでおり協力していかなければならないということで、大変結構なことですが、災害時のごみ処理はどこまでの確に分別できるかが問題です。東北地方のある島では、瓦礫を燃やしているとのことですが、ダイオキシンのことが一番気になります。後々まで残るものなので、的確に処理することを今のうちに勘案しておいて欲しいと思います。

ｸﾘｰﾝ推進課：今の件につきまして、新聞にも出ていましたが市原市では畳の処理を受けています。これは、千葉県内の市町村で相互に協定を結んでおりまして、依頼のあったものについて処理するというので、各市町村で協力してやっただいたっているところです。

委員 B：第二点目ですが、概要にもありましたが、計画の 22 ページの脱水汚泥の処理について、埋立と焼却があると思いますが、平蔵とは別に埋立処理をする場所があるのですか。

ｸﾘｰﾝ推進課：脱水汚泥については、4ヶ所で処理しています。2ヶ所で脱水汚泥をそのまま堆肥化もしくは肥料化しています。もう一つは焼却施設で焼却したものを再利用ということで今は人工肥料化が一点、エコセメントが一点ということで全て再利用に回しておりまして、埋め立てはしておりません。

委員 B：素晴らしいですね。佐倉市等ではこれを肥料としていますが、実際にやるとなると分析をして重金属等をチェックしなければいけないので、一口に言うけども容易なコストではありません。素晴らしいことと思います。

委員 C：本案が作成されたのが平成 19 年のことで、5 年経ってから見直しをすることによってちょうど本年になったのですが、その見直しの中で一番私がいいなと思ったのは資源回収の遅れというところが非常に強調されているところです。ペットボトルは今まで焼却していたのですが、生産、回収をするということで、なんでペットボトルがリサイクルが一番よくできるのに焼却していたのかということで関係者に聞きましたら、それを一緒に燃やした方が燃焼率がいいということで利用価値があったのでしようけど、市民とすれば資源

は出来るだけリサイクルして使うという意識を徹底させることが大事かなと考えております。もう一つ、私は姉ヶ崎の駅の傍に住んでいるのですが、近辺のステーションを回って見ていると缶と瓶が混在して袋の中に入っています。市民の個人的な自覚が必要なのですが、徹底した提案等が必要なのかなと感じます。

ｸﾘｰﾝ推進課：その点も踏まえまして、概要の項目2「ごみ排出抑制等の方策」の(5)「新計画の主な施策及び取り組み」の基本方針1の中に環境学習というのを入れさせて頂きまして、その中で色々と啓発していきたいと考えています。

資源化率の話なのですが、ペットボトル今現在39拠点のスーパーとか公共施設で回収しています。資源化率が低迷している中で、今回の基本計画の中で収集運搬体制の見直しなどを考えております。次の議題の中で収集運搬体制等の見直しの中でお話できるかと思えます。

委員 D：関連しているのですが、資源化率が現在の目標よりも低いのはどういうことなのか。

ｸﾘｰﾝ推進課：一番下がった原因というのは、燃やすごみ、燃やさないごみ、その中に資源がかなり混ざっているという現状がございます。その辺を全て資源として回収するように考えておりますし、もう一つはエコセメント化ということもしておりますけど一部埋め立てもしております、最終的な資源化率が下がっているものと考えております。

委員 E：ペットボトルの話が先程出たのですが、市が行っている資源回収がありますが、それ以外に単独で廃品業者に渡している町会がどの位あるか市の方では把握していますか。

ｸﾘｰﾝ推進課：今現在把握しているのは289です。

委員 E：それを入れて資源化率がこれだけ低いのですか。その数も入っていますか。

ｸﾘｰﾝ推進課：入っています。

委員 E：それは入って目標値に達してないということですね。わかりました。

委員 D：概要版の(4)「計画目標値達成による効果」というのがありまして、③の計画目標値達成後のゴミ処理に係るライフサイクルコストの大幅な削減と書いてあります。先程ライフサイクルコストの説明がありましたけど、それは製造から廃棄までのコストということですが、市で把握できるのですか。

ｸﾘｰﾝ推進課：ここで考えていますのは最終的に33年度850gという目標を達成して、その後にもう少し減量化が進めれば、もしかすると工場の建設がなくなるという想定もしてまして、そういう意味でライフサイクルコストと考えております。

委員 D：そうすると市だけの部分のコストということですか。

ｸﾘｰﾝ推進課：はい、これは市の分だけで考えております。

議長： それでは、次の議題に入らせて頂きます。では担当の方お願い致します。

クリーン推進課： では、議題(2)について説明します。「一般廃棄物収集運搬体制等の見直し方針」についてご説明致します。(説明省略)

議長： それでは、今のごみの運搬体制の見直し案について何か質問等ございましたらお願い致します。

委員 C： 今の説明の中でリサイクル率が非常に他市に比べて低いということなのですが、その原因と今後の対策みたいなものはありますか。

クリーン推進課： 今お話しした収集運搬体制の見直しという事で、資源の回収回数を市民の皆様が資源として出せるように利便性を図るということで、皆様が出しやすいような形で週一回ということ考えております。もう一つは資料でお付けしてあると思いますけど、モデル事業ということで昨年実施したのですが、その中でかなり燃やすごみの中にペットボトルですとか雑紙ですとか、危険物の中に缶や瓶など、そういう物が多く含まれておりますので、それをできるだけ資源に回して頂けるような形で資源回収の回数を上げる形で考えております。

委員 C： 物を買ってくると必ず燃える物か燃えない物になるわけですね。そういうことで、やはり対策として一番は物をできるだけ買わないという事ですよね。今後世界がどういう経済状況になっていくかわかりませんが市民に訴えていかなければと思います。

クリーン推進課： 今、委員がおっしゃられた通り市民の方に対して訴えということで、出前講座というものを持っています。これは私どもとごみ端会議さんを巻きこんで市内の小中学校、一般の方に対してごみの発生抑制が一番大切だということで、去年の実績で言いますと年間 50 回位行っております。それから参考資料を見ていただきたいのですが、ごみの現況という中でごみの排出量と原単位の推移ということで平成 20 年からゴミの全体量が若干減ってきております。これは色々な要因が考えられると思うんですけども、ずっと今まで発生抑制ということを実践していった中で皆様方に周知されてきていると考えております。

委員 A： 可燃ごみをこれまで通り週 3 回収となっておりますが、市民の意思でもっとごみを減らすということで、ごみの収集を週 2 日にできないでしょうか。私は千葉市に住んでおまして、可燃ごみの収集日が週 2 回になりました。そうしますと、ごみ箱が一杯になってくると買いすぎた自分が悪いのだろうなと思えてきて、その中から発泡スチロールとかお弁当のカラダとか抜き出して資源の方に回せないものかと考えるようになってくるものです。今まで通りの回収をしてごみを減らす事を環境学習でやると言っても、環境学習に出てこない人達は中々切実には受け止められないものです。ぜひご検討下さい。

ｸﾘｰﾝ推進課：今のご提案については、今すぐという形は私どものモデル事業の中でもそうだったのですが、中々ごみの発生量が減らないということがございました。今後、段階的に減らすような方向で考えていきたいと思います。今すぐということではなく、まずこのことをやってから次の段階ということと考えていると思っております。

委員 A：私が誤解しておりました。この3回というのをやって次は全面的な有料になるのかと思ったので。その間に2回というのを入れてから有料とする方がいいと思ったものですから。

ｸﾘｰﾝ推進課：ごみの減量化が進んできた場合に、一応有料化というのは検討するのですが、減量化が進めばもしかしたら有料化しなくても済むと考えられますので、出来るだけ発生抑制ということで考えていきたいと思っております。

委員 B：最後のページの表の見方について、燃やさないごみに対して変更案の方は蛍光管を有害ごみへとあるのですが、燃やさないごみは月一回集めて、その上で蛍光管は有害ごみへとということですか。

ｸﾘｰﾝ推進課：今おっしゃられた通り、燃やさないごみは月一回にいたしまして蛍光管は有害ごみで収集するという事でございます。

委員 B：次に資源物についても同じことですね。ペットボトルだけはステーションにするけど他の物は週一回という意味ですか。

ｸﾘｰﾝ推進課：資源物につきましてはペットボトル・布・古紙そういうものを含めて全てステーション回収を行いまして、週一回の回収ということでご理解いただきたいと思っております。

委員 B：そうするとここはペットボトルのステーション収集の実施とあるけれども、ペットボトル等の資源物のステーション収集ということでいいですか。

ｸﾘｰﾝ推進課：今までのものは継承するということですので、正確な表現をすればペットボトルを含めて全てステーション回収するので「等」をいれていただければいいと思っております。

委員 B：今まで資源物については月2回だったものを、ステーション収集で週1回にしましょうというプランですね。有害ごみについては月2回になるのですか。

ｸﾘｰﾝ推進課：有害ごみについては燃やさないごみと一緒に月1回ということになります。

委員 B：横棒が引いてありますが、これで月1回とは読めないですね。

ｸﾘｰﾝ推進課：解りにくくてすいません。蛍光管は有害ごみへとということで回数については同じと理解しておりましたので解りにくかったと思っております。これは月1回ということをお願いしたいと思います。

委員 B：蛍光管の分別収集の実施というのは月1回なのですね。変更後は月1回なのですか。

ｸﾘｰﾝ推進課：今まで蛍光管については危険物と一緒に扱っていたのですが、有害ごみとい

うことで新たに分別していただいて、燃やさないごみと同様に月 1 回の収集になります。

委員 B：燃やさないごみになるのですね。ありがとうございます。

委員 B：市町村によって各家庭で分別する仕分けの細かさが随分違うと思います。

例えば埼玉県のある市などは驚くほど分別が細かいのです。県内で分別の細かさをどの程度細かく分けているのかは、どのようにリサイクルしていくかということと非常に密接に関係があると思います。そういう調査はなされているのでしょうか。各市町村における分別状況の差ですね。

クリーン推進課：調査はしております、平成 21 年度で千葉市につきましては分別が 19 です。

市川市が 12、松戸市が 14、ちなみに市原は 16 です。県内平均ですと 13~14 です。

委員 B：わかりました。市原市が大変遅れていると思ったものですから。

委員 F：持ち込みごみの有料化というのがあるのですが、このことによって不法投棄など、変な所に捨てるという恐れはないですか。逆に今は無料だからステーションに持っていくけど、有料になったら不法投棄みたいになる可能性があるのか、その辺の配慮というのはどうなっていますか。

クリーン推進課：おっしゃられる通り不法投棄の可能性は考えられますので、不法投棄がされやすい場所にはフェンスを張るとか、監視カメラを設けるとか、そういうことで抑制をすると考えています。今現在、例えばテレビのリサイクルが地上デジタル化ということと言われていますけど、不法投棄が極端に増えたことはないのですが、不法投棄が出ないという事も言えないし極端に増えるということも言えないのですが、一応、不法投棄対策ということで考えております。

委員 B：私は林業所にいたことがありまして、林業所は県に三か所あり成東の事務所にいたところですが、九十九里海岸の海岸保安林が、ここはもう極端にいうとごみ捨て場です。地元の町長さんが事務所に来まして海岸にごみがいっぱいあるから何とかしろと言われてまして見に行ったのですが、全部地元のごみです。地元の方が地元の海岸に捨てたごみです。写真を撮って中身を調べて各市町村に言ってごみが沢山捨てられているというけれど、全部地元のごみじゃないですか、全部地元で片づけて下さいと地元に戻しました。地元の観光協会の方が全部データをもらってごみを一斉に運び出して、処理するのは市町村の役割ですから、市町村で処理してもらう。そして九十九里なので来年 9 月 19 日にクリーン対策協議会というのを作って 9 月 19 日を一斉清掃の日にして、今では観光バスで来てごみを拾ってくれます。だから、むしろごみを有料化すれば捨てられるし、小さなものなら余計なんでしょうけど、そこは粘り強く行政側があの手この手で地元と話しながら監視もしてもらうし、立

て看板もするし、フェンスも張るし、粘り強くやるしかないですね。有料化すると不法投棄が増えるからとか、そういうことではなくてやらなきゃいけないことをきちっとやって、世の中に悪い奴はいなくならないですから、負けずにしぶとくやるしかないですね。

委員 D：ペットボトルを集収してどこまで処理するつもりですか。

クリーン推進課：市はネットで回収してきて、あとは業者引き渡しになっております。

委員 D：そうすると置き場を新たに確保しなければいけないのではないのですか。

クリーン推進課：これについては現状の福増クリーンセンターの中で確保すると考えています。

議長：他に何かありますか？ないようであれば本件についての意見は以上になります。担当部署は今回の意見やご要望等ふまえて十分進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして本日の議題の3番目になりますが、「市原市の地球温暖化対策実行計画骨子」について事務局から報告をお願いします。担当の方よろしくお願いします。

環境管理課：説明（省略）

議長：ただいまの説明に対しまして委員の方から何かございますか。

委員 A：骨子31ページの施作ごとの取り組みというのが1ページだけしかないのですが、これが一番肝心なところだと思います。どんな取り組みをしているか伝わらないのですが。

環境管理課：まさにこれから話し合う中で、自分達に何ができるのかということを持ち寄って、ここの部分を作っていくような形になります。ですから今日のご報告という形をとらせていただきます。当然のことながら、ここの31ページの施策ごとの取り組み、前回の協議ではこれの順番がもっと自分たちのできることを上に持ってきた方がいいんじゃないかとか細かいお話をいただいております。委員の皆様には9月20日までに細かい施策、目標についてのご意見を事務局までお寄せ下さいとお願いしてございます。それを基にこれを完成させていく形になっておりますので、そこのところはご理解いただきたいと存じます。

委員 G：20ページでいうと市原市の産業部門が94.7%っていうことですから、それに伴って25ページの産業部門で経団連環境自主行動計画をしっかりと守って下さいということを行うということが重要なポイントになってくるということですね。それを受けて31ページになって、我々に何ができるかということだと思うのですが、再生可能エネルギーの利用促進ということだと太陽光発電に補助金を出すとか、バイオマスだと具体的にエネルギーとしてのバイオマス利用は何をお考えなのかという辺りが知りたい気がするのですが、まだ計画だから出てないということなのですか。

環境管理課：まずバイオマスについては事細かに決まっているわけではございません。その他、再生可能エネルギーである太陽光発電につきましては、市原市は平成18年度から一般の市民への補助事業をずっと実施してきており、これから2年間継続していく考えでございます。産業部門が多いので産業部門の取り組みが大事になりますが、産業部門は確実に二酸化炭素削減してきておりまして、増えているのが民生部門ですとか運輸部門ですとか家庭系の部門になっておりますので、そこら辺をしっかりとやっていきたいと思いますということになります。もちろん企業の方にも市原には最先端の工場がきておりますので、それなりの施策はとっていただきたいというふうに考えております。

委員 B：これは報告事項なので意見等はつかないという感じなのですが、温暖化対策地域協議会の委員名簿を見ますとそうそうたる方がいますので、今更決まったことにこの場で新たに言われても困ると思います。もう一つは、今回の大災害で原子力発電が完全にストップしそうになっている状況です。挙句の果てに原子力発電をどうするかということが揺れ動いていて決まらない。そうすると国際公約でもある1990年比25%減だっただけでどうなるかわからないというのが今の状況です。バイオマスにしる何にしる、全体のエネルギー量から見れば国の根本が決まらないと始まらないので、そうであれば市原市として地についたことで確実にできることを作っていくしかないわけです。数字に振り回されていたらいくら時間があっても足りません。市原市として地に足のついた施策をまとめられるかとどうかというところが勝負じゃないかと思えます。そういうもの以外をこの委員会で出されても困るなという感じがします。

環境管理課：委員のお話ごもっともなところがございますが、策定していくのにそれぞれご専門の意見を取り入れないと、市がああやりなさいこうやりなさいという事もできませんし、みな合意のもとでやっていきたいという姿勢でこういう委員の方たちにお集まり頂いて、ものをつくっていく形になりました。それから目標の考え方等でございますが、24ページの④なんですけど国の中期目標に関する検討状況、それから平成23年3月11日の東日本大震災による国のエネルギー施策の見直し状況、これらについては十分注視をしていきます。県も今まさに地球温暖化対策を練っているところでございますので、県の方からも委員を出していただいた中で、これらと関連した形でやっていきたいと考えております。委員がおっしゃられるように着実にできることを積み上げて策定していきたいと考えております。

議長：事務局からの報告は以上ですので、今日協議しました3つの案件につきましては今後の本審議会に諮問される予定とのことですので、その際には委員の皆様にはよろしくお願ひしたいと思います。
本日の議題は以上で終わりになりますので、ここで傍聴者の方はご退出の方

をお願いします。

～傍聴者退室～

- 議 長：最後にその他として、何か委員の方、発言等ございましたらお願いします。
何もないようでしたら、これを持ちまして本日の協議を終了致します。皆様
のご協力ありがとうございました。事務局の方にマイクをお返しします。
- 司 会：ありがとうございました。
これを持ちまして本日の審議会を終了いたします。
このあと事務局の方から事務連絡させていただきます。
- 事 務 局：事務連絡させていただきます。議事録につきましては作成後、議事録署名人
に指名されました委員の方に確認していただいた後に確定致します。報酬等
につきましては事前にお知らせいただいた口座に振り込みいたします。事務
手続き上、約1か月後の振り込みになりますがご了承願います。
以上でございます。ありがとうございました。